

## 高山市確認申請事前協議制度運用指針

### (目的)

第1条 本指針は、建築基準法（平成19年6月20日施行）第18条の3の規定による確認審査等に関する指針（以下「指針」という。）が適用される確認申請について、市が当該申請の設計者から、指針（構造計算適合性判定、消防同意に係る事項を除く。以下同じ。）に基づく審査に先立って事前協議（以下「確認申請事前協議」という。）を受けることについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (確認申請事前協議の時期等)

第2条 設計者は、確認申請を行う前に確認申請事前協議をすることができる。  
2 前項の確認申請事前協議は、「確認申請事前協議書」（別記様式第1号）に、指針及び建築基準法施行規則第1条の3から第3条に規定する図書のうち必要な図書並びに確認申請書（第1面を除く。）を添えて、高山市都市整備課に1部提出するものとする。

### (確認申請事前協議の処理)

第3条 市は、確認申請事前協議書を受付した場合は、7日以内に確認申請事前協議が完了するように努めることとする。  
2 前項の協議は、当該確認申請事前協議書を市が指針に基づき審査する建築基準関係規定（建築基準法に係る規定（構造計算適合性判定に係る規定を除く。））に限る。）に適合すると認めて受理したことにより成立したものとする。

### (設計者の責務)

第4条 確認申請事前協議を経て申請しようとする設計者は、確認申請事前協議書の結果を総合的に判断し、自らの責任において、確認申請書を作成するものとする。受付した場合は、7日以内に事前協議が完了するように努めることとする。

### (確認申請書の提出先)

第5条 確認申請事前協議を受けた設計者による確認申請は、原則として高山市建築主事に確認申請を提出するものとする。

### 附 則

この運用指針は、平成19年6月20日から施行し、確認申請事前協議書を平成19年6月20日から平成19年12月28日までに受付けた件について適用する。

### 附 則

この運用指針は、平成20年1月4日以降継続して適用し、平成20年1月4日から都市整備課長が運用指針の廃止を決定する日までに受付けた確認申請事前協議書について適用する。

確認申請事前協議書

高山市確認申請事前協議制度運用指針第3条の規定により確認申請事前協議（構造計算適合性判定、消防同意に係る部分を除く。）をお願いします。

高山市都市整備課 様

平成 年 月 日

建築主・築造主氏名

設計者氏名

印

【協議の項目】 確認申請の提出にあたり、法に適合するか否か判断できない事項や取扱いが不明な事項などについて記載してください。

項 目	内 容		
事前協議受付日	平成 年 月 日	事前協議完了日	平成 年 月 日

受 付 欄

※ 確 認 欄

--

課長	リーダー	グループ員	担当者

【注意】 この事前協議は、建築基準法第18条の3による「確認審査等に関する指針」による確認審査に円滑に移行するための措置として実施するものであり、建築主等は自らの責任のもと、この結果を総合的に判断し、同指針に適合するよう確認申請を作成の上、高山市建築主事の確認を受けてください。